

発委第 3 号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 2 1 日 提 出

議会運営委員会

委員長 熊 谷 健 作

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年日出町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間における議員報酬の特例）

- 8 令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の月額、第 1 条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定められる額から、当該額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。